

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
1	1	1 目的	<p>宮崎県の条例が一番いい条例だといわれるためには、「ガン予防」に徹底して取り組むという姿勢、意気込みをはっきりと打ち出すことだと思えます。このことは、どこの県の条例をみても予防意識が薄いです。</p> <p>がんになる人を如何に減らすかという予防に予算を使うべきだと思います。そのための小学校からの予防教育に取り組んでいくべきだと思います。宮崎県の条例が一番だと、他の県の見本になるような内容～予防の徹底に取り組む～文言が加えられれば、最高の条例になると思います。</p> <hr/> <p>発症を減らすことが何よりも大事なことであり、そのための予防策を推進すること、また治療の後の再発を予防することが大事と考えます。</p> <p>従って目的において 3 行目「がんの予防及び早期発見の推進…」とあるところを「がんの発症・再発予防及び早期発見の推進、がん患者…」とするようご検討賜りたい。</p>	<p>条例の趣旨に御賛同いただきましてありがとうございます。</p> <p>御意見をいただきましたとおり、当委員会としてもがんの予防及びその教育の重要性を認識していることから、条例要綱案にその旨を盛り込んでいるところです。</p> <hr/> <p>当委員会としても再発予防は重要であると認識しております。目的には、再発予防についても含むものと考えております。</p>
2	1	4－(2) 保健医療関係者の役割	<p>宮崎では、あまり「セカンドオピニオン」に対して積極的ではないような気がします。</p> <p>ぜひ「セカンドオピニオン」の啓発を項目に入れてもらえるよう、心から願っております。</p>	<p>本県のがん対策推進計画において、セカンドオピニオンの体制整備が規定されています。</p> <p>当委員会としては、新たにがん患者及びその家族等に対する支援に追加したいと考えます。</p>
3	1	5－(1) 県民の役割	<p>喫煙、食生活、運動その他生活習慣が、健康に及ぼす影響等、「がん」に関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うように努める」となっているが、ややもすると、喫煙だけが大きく取り上げられ、禁煙すればがんにならないという誤った教育にならないよう留意願いたい。</p>	<p>がんは、喫煙をはじめ食生活等様々な生活習慣等との因果関係があるものと考えことから、御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
4	1	7 がんの予防及び 早期発見の推進	<p>第一次（発生）予防対策及び第三次（再発）予防対策の充実が重要であると考えます。生活習慣改善等の第一次予防対策の充実を図る。特にガン治療を一度受けた患者の再発を予防する第三次予防対策に取り組むことについて具体的に盛り込んでいただきたい。 【この他、同様の御意見を複数いただきました】</p>	<p>予防には再発予防についても含むものと考えており、御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>
			<p>水道水には様々な有害物質が含まれており、飲んで直ぐに病気になったり体調を壊すというものではないが、発がん性物質と考えられている物質も含まれている。 水道水には見た目には何の変化や異常がなくても、毎日飲むものですから少しずつ有害物質が体内に蓄積して健康をそこなう危険が潜んでいます。 現在の水道水を使用しながら、がんの発生を防止するためには、水素の使用と超高エネルギー水の使用が不可欠であり、これから医療費特に生活習慣病（成人病）を防止してがんの発生を予防することが県財政負担を軽減する唯一の道であると思います。</p>	<p>御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>
			<p>がんの早期発見の推進、と大項目でうたっているにもかかわらず、①②④⑤の小項目はがんの予防に関する内容で、③で受診率の向上がうたわれているだけである。③も市民側の意識に関わる項目であり、早期発見を実施する保健医療関係者の役割についての内容記述が無いのは不十分と考える。 がんの早期発見に有用な検査としては、細胞診検査（喀痰：肺がん、子宮頸部スミア：子宮頸部がん）マンモグラフィー（乳がん）が知られており、特に子宮頸部がん細胞診検査はHPVワクチンと併用することで子宮頸部がんの予防及び早期発見に大きくつながると考えられている。今後その重要性は増すものと考えられるが宮崎県内において細胞診に従事する細胞検査士数は約50名と全国的に見ても少ない状況にある。 については、がんの予防及び早期発見の推進に記載する小項目として「がんの早期発見につながる検査（細胞診検査、マンモグラフィーなど）の充実をはかる施策」という一文を追加していただきたい。</p>	<p>がんの早期発見に必要な検査の充実は、大変重要であると考えており、御意見を踏まえ検査について条例に盛り込みたいと考えております。</p>
5		7-① がんの予防及び 早期発見の推進	<p>喫煙だけが大きく取り上げられ、禁煙すればがんにならないという誤った教育にならないよう留意願いたい。</p>	<p>がんは、喫煙をはじめ食生活等様々な生活習慣等との因果関係があるものと考えことから、御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
6	1	7-② がんの予防及び 早期発見の推進	<p>たばこの煙はたばこを吸われない方にとってしばしば迷惑となるため、公共の場での喫煙は一定の配慮が必要であるとは理解しております。しかし、受動喫煙の問題は、たばこを吸われる方、吸われない方、双方の理解が最も重要だと考えていることから、今後、宮崎県において条例等により一方的・一律的に喫煙を規制されることのないよう要望いたします。</p> <p>喫煙者は多大の『たばこ税』を納めています。分煙施設設置に多額の資金が投入できない零細企業には、助成措置の検討も必要ではないでしょうか。</p> <p>【その他、同様の御意見を複数いただきました】</p>	<p>がんは、喫煙をはじめ食生活等様々な生活習慣等との因果関係があるものと考えます。</p> <p>御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>
			<p>がん対策の基本中の基本は禁煙であるにもかかわらず、公共の施設でさえ禁煙を徹底できないのでは、がん対策条例を制定する意味がないのではないかと。</p> <p>まず、がん予防＝禁煙です。分煙もいいですよ、では、県民意識を変えることもできないと思う。</p> <p>本気で宮崎県からがん死を減らそうと思ったら、この条例ができるのが最もいい機会であるので、公共の施設での禁煙の方向性をはっきりと打ち出すべきです。</p>	<p>がんは、喫煙との因果関係があるものと考えており、取組を前進させる旨を盛り込んでおります。</p> <p>御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>
7	1	7-③ がんの予防及び 早期発見の推進	<p>採血による「アミノ酸濃度」での検診の推進を願います。</p> <p>あらゆる病気は血液検査で判明するので、多種の血液検査をすることが重要であると考えます。</p> <p>「アミノ酸濃度」による血液検査は簡単で料金も安く、手頃で多種の検査ができるようです。</p>	<p>当委員会としてもがんの早期発見に必要な検査の充実は大変重要であると考えております。</p> <p>御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>
			<p>がん検診率の向上は最も取り組んで貰いたい課題と思います。早期発見ががん撲滅につながるのではないのでしょうか。</p>	<p>当委員会としてもがん検診の受診率向上の重要性を認識していることから、条例要綱案にその旨を盛り込んでいるところです。</p>
			<p>がん検診を積極的に受けて予防するためにも、決まった年齢での検診は、検診受診期間を一定時期に限らずに（仕事の都合や家庭の事情でうけられないということを防ぐため）、その検診をその県民が受けられるまではある一定の助成が行われるべきである。</p>	<p>御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
8	2	8 がん医療の充実	<p>県の医療計画のがん対策において、歯科医師の役割が明記されています。歯科疾患、特に歯周病は糖尿病の悪化を始め様々な疾患において悪影響を及ぼすといわれています。がん治療開始前にも歯周病や虫歯の治療を行うことは推奨されていると聞いています。また、歯科医師は口腔ケア、嚥下に関するエキスパートでもあること、また食べることができることが患者のQOLを向上させることを考えると、歯科医師及び歯科医療従事者のがん対策における役割は決して小さくないものと考えます。条例の中に歯科医師の役割に関する記述、もしくは歯科診療に関する文言を明記すべきと考えます。 【この他、同様の御意見を複数いただきました】</p>	<p>国及び県のがん対策推進計画には具体的な記述がないところですが、県議会では、昨年度、歯と口腔の健康づくり推進条例を制定しており、全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていると認識しております。 いただいた御意見については、県の関係部局にお伝えします。</p>
9	2	8-④ がん医療の充実	<p>本推進条例要綱案には早期発見の重要性、治療の充実、緩和ケア推進、などについてはよく述べられていますが、治療の前提となりますがんの診断およびその精度向上についての記述が乏しい。がん医療と申しますと、がんの治療に関する話が主体となりますが、まずがんとそうでない病気との正確な鑑別診断、どのようながんなのかの正確な診断が大切で、そのために必要な検査体制やそれに従事する専門家も充実させる必要があります、これについても記載していただきたいと思います。 具体的には④の最初に「病理診断、細胞診、画像診断などがんの診断に携わる病理医、細胞検査士、放射線診断医、超音波認定技師及び」の一文を追加していただきたいと思います。 これらの業種についてはマンパワー不足が知られており、厚労省の次期がん対策基本骨子案の中でも6項の1-(5)その他(現状と課題)及び(目指すべき方向)の中でその整備充実の必要性が謳われているところでもあります。 【この他、同様の御意見を複数いただきました】</p>	<p>がんに関する正確な診断は、当委員会としても大変重要であると考えており、御意見を踏まえ、その趣旨を条例に盛り込みたいと考えております。</p>
			<p>医師のみならず、看護師への教育のための助成をお願いしたい。日本緩和医療学会が推進するELNEC-Jプログラムを県全域に普及させたい。そのための体制を整えていただきたいと思います。</p>	<p>御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>
10	2	10 在宅医療の推進	<p>若年者(40歳未満)の在宅療養生活への支援が必要です。40歳以上になるとがん末期になると介護保険の利用ができますが40歳未満は利用できません。医療費も3割負担であり、必要な福祉用具(介護用ベッド、ポータブルトイレ等)がすべて自己負担で準備しなくてはならないので、県もしくは市町村レベルでの支援(助成)が必要と思われる。地域、とくに山間部の医療体制が脆弱です。誰でもどこでも安心して暮らせるようなシステムの構築が必要です。医師のみならず、在宅で活躍できる看護師不足が深刻です。看護師確保のため施策が必要と思われる。</p>	<p>御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
11	2	10-② 在宅医療の推進	<p>①がん看護が出来る訪問看護師が増える為に研修費を増やしてほしい。</p> <p>②訪問看護ステーションは病院より給与が低く、仕事内容は昼夜を問わず緊急で訪問を強いられる、1人で訪問する為責任が重く経験を積んだ看護師からは全く人気がない。訪問看護の診療報酬は低くステーション経営は厳しく給与が増やせない現状がある。優良な人材が集まりにくい現状がある。ステーション経営が円滑にいくよう補助が出来ないか。特に過疎地域では高齢化が進んでいるが1件の訪問が長距離移動であり効率が悪い。収益は当然あがらない。患者が自宅に帰られるよう訪問看護ステーションの整備は重要である。</p>	<p>当委員会としても在宅医療の推進の重要性を認識しているところです。</p> <p>御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>
12	2	10-③ 在宅医療の推進	<p>訪問看護ステーションの小規模多機能事業の補助。在宅のがん患者は家族が介護をしていると、昼夜を問わない排泄の手伝いや痛みの緩和、清潔ケア、点滴などたくさんのケアを強いられる。1カ月もたつと疲れ切ってしまう、病院に入れて欲しいとギブアップする現状がある。訪問看護の小規模多機能事業が来年度から認可される。がん患者や神経難病患者、人工呼吸器の患者が在宅生活をしながら時々訪問看護ステーションへ泊まる事業である。訪問看護ステーションでは②で挙げたように通常の運営だけで困難を極めている。小規模多機能事業を行う為の、建物と人材確保を県の補助で出来ないか。同事業がすすむことで家族の負担軽く在宅で癌患者の看取りが増えるのではないか。また、東京都の秋山氏（白十字訪問看護ステーション）がすすめている、がんと診断されてその困惑する気持ちを相談する場「マギーズセンター」の併設置も視野に入れていいのではないか。そうすることで癌療養が出来る先進的な地域が作られると思う。</p>	<p>当委員会としても在宅医療の推進の重要性を認識しているところです。</p> <p>御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>
13	2	11 がんに関する教育の推進	<p>がんの予防は、禁煙・食生活等が基本であることから、禁煙ならびに食生活の重要性を踏まえた食育の推進をお願いし、このことを記述されるよう検討賜りたい。</p>	<p>御意見の趣旨は、がんの予防及び早期発見の推進、がんに関する教育の推進の中に盛り込まれております。</p>

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
14	3	13 がん登録の推進	<p>県の担当者によれば”地域がん登録”を県が開始するにあたり、がん診療拠点病院のみ始めていくということでした。担当者には申し上げましたが、県全体の状況を把握しなければ意味がありませんので、がん診療に携わる病院はすべての医療機関に対して行っていただきたいと思います。</p> <p>また登録に際して、院内がん登録については、宮崎でも病院独自で行われている医療機関は多いかと思われます。登録に際しては、国立がん研究センターの基準等を元に、各々の病院が同じ視点で登録されることが必要だと思えます。</p> <p>九州の中では地域がん登録の開始は、宮崎が最後になるわけですが、登録の進んでいる都道府県では、がん診療に対して理解のある医師が中心となってされている所が多いようです。県の担当者は異動が避けられないため、理解のある医師等を中心に進められるとスムーズではないかと思えます。</p>	御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。
15	3	14 がん医療に関する情報の収集及び提供	<p>現在行われている標準的な治療においては、特に副作用が強くまた治療成績においても限界もあるように思えます。</p> <p>多くの患者が三大療法を受けながらも、三大療法にかわる治療法や東洋医学的手法を模索し使用しており、その成果は、注目し値するものも含まれております。</p> <p>またこれからのがん治療は、標準治療＋代替療法＋東洋医学＋その他の療法等を組み合わせた統合医療抜きでは成り立たなくなっていることも明白と思えます。</p> <p>つきましては、この14の項目の将来に対する取り組みとして「統合医療の情報の提供」の文言を加えていただきたく検討賜りたい。 【この他、同様の御意見を複数いただきました】</p> <hr/> <p>予後情報の登録にあたりましては、各市町村の協力も必要となってきますので、個人情報保護は配慮しつつも、情報が集められるよう市町村にも同意を求めていくことが必要だと思われます。</p> <p>各病院の登録された情報を元に、どの病院がどのような治療方法を行い、予後の状況等まで提示できると、患者の立場で病院を選択する際の参考になると思えます。病院は嫌がる場所があるかもしれませんが、提示できるとよいと思えます。</p>	<p>がんの予防や治療法は、今後も進歩することが見込まれますので、科学的根拠に基づく適切ながん医療に関する情報として整理しております。</p> <hr/> <p>御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
16	3	15 県民運動の推進	<p>「アメリカの「5aDay 運動」(野菜と果物を多く食べよう運動)のような食生活を改善させる運動を展開していただきたい。</p> <p>また、県民運動の施策を条例の中に盛り込んでいただきたい。</p> <p>国の2006年6月制定のがん基本法の目的も宮崎県の条例に向けた働きも県民のがんが最大の原因になっている事、県民の生命及び健康にとって重大な問題を明記している事から、2年、5年、又は10年後にがん死亡者数が減少へと変化しなければ意味がない事を考えると、もっと具体的内容が明示、記述されなければならないのではないかと思います。</p>	<p>当委員会としても県民運動の推進の重要性を認識していることから、条例要綱案にその旨を盛り込んでおります。</p> <p>御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>
17	—		<p>癌終末期の「看取り」については老人保健施設や在宅の割合が増加するよう何らかの指針やあるいは施設やかかりつけ医の責務が必要なのではないでしょうか。</p> <p>また、要綱には今後増加すると思われる「1人暮らしの高齢者」への対応については触れられていないようです。特に救急措置を必要とする場面では、ご家族に連絡が取れないばかりか、十分な説明を行う時間もなく、医師の裁量の範囲や免責、終末期の行政の対応(ご家族の代わりにインフォームドコンセントを受けたり、死後の方針)など、要綱に何らかの指針、制度が必要と思われます。</p>	<p>条例要綱案では、保健医療関係者の役割を定めるとともに、緩和ケアの推進において、在宅で緩和ケアを受けることができる体制整備の支援、在宅医療の推進等を盛り込んでおります。</p> <p>御意見は、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>